

ワシントン条約該当貨物の取扱いについて

- 平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 253 号
- 改正 平成 13 年 3 月 28 日財関第 255 号
- 改正 平成 21 年 6 月 19 日財関第 698 号
- 改正 平成 26 年 12 月 2 日財関第 1233 号
- 改正 平成 29 年 4 月 24 日財関第 570 号

関税法施行令等の改正に伴い、その具体的取扱いを下記のとおり定め、昭和 60 年 5 月 1 日から実施することとしたので了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

1 ワシントン条約該当貨物

ワシントン条約該当貨物とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年 8 月条約第 25 号、以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第 1 条(b)に規定する標本をいう。）に該当する貨物をいう。

なお、この標本には派生物を含むので留意する。

2 指定官署

ワシントン条約該当貨物は、次のイからハに掲げる官署（以下「指定官署」という。）に限り通関を行うことができる。

イ 本関

ロ 財務省告示第 32 号（平成 21 年 2 月 6 日）に掲げる税関官署

ハ 外郵便務を取り扱う税関官署（外国来郵便物の通関に限る。）

3 専担者等の指定及び事務処理体制の整備

指定官署及び非指定官署においては、ワシントン条約該当貨物に係る事務を迅速かつ的確に処理するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 指定官署

イ 専担者の指定

税関長は、専担者として、課長相当職以上の者を指定するものとする。

ロ 専担者の担当事務

(イ) ワシントン条約該当貨物に係る事案の処理に当たる。

(ロ) 関係部門に対してワシントン条約に係る事項の指導を行う。

(ハ) 次に掲げる事務処理体制の整備を行う。

A ワシントン条約該当貨物に係る識別資料の蚊集及び整備

- B ワシントン条約該当貨物に係る輸出許可書等に関する確認資料の収集及び整備
 - C ワシントン条約該当貨物に係る情報の収集及び整備
 - D ワシントン条約に関する通報連絡事務
 - E 後記 8 に規定する照会体制の整備
 - F その他ワシントン条約に関する事務
- ハ 税関の検査に支障がないと認められる場合においては、非指定官署構内及び非指定官署管轄区域内の保税地域（特例輸入者又は認定通関業者が、ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に該当する貨物について、本関に輸入申告を行う場合に限る。）

(2) 非指定官署

イ 準専担者の指定

前記 3(1)イに準じて、準専担者を指定するものとする。

ロ 準専担者の担当事務

(イ) ワシントン条約該当貨物に該当するおそれのある貨物に係る事実の処理に当たる。

(ロ) 本関の専担者との連絡及び調整を行う。

(ハ) ワシントン条約該当貨物に係る資料等の整備を行う。

4 指定検査場

ワシントン条約該当貨物は、原則として、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 69 条に基づき税関長が指定する検査場所に該当する保税地域（以下「指定検査場」という。）に蔵置したうえで、輸入申告（蔵（移・総保）入承認申請を含む。以下「輸入申告等」という。）を行わせるものとする。

ワシントン条約該当貨物に係る検査場所として、次の地域等を指定するものとする。

(1) 本関

イ 原則として、本関官署構内及び本関管轄区域内であって、かつ、本関官署に隣接する保税地域（岸壁を含む）

ロ 上記イに掲げる保税地域に適当な蔵置場所がなく、かつ、税関の検査に支障がないと認められる場合においては、本関管轄区域外で本関官署に近接する保税地域（岸壁を含む）

(2) 本関以外の指定官署

当該税関官署構内及び管轄区域内の保税地域

5 指定官署における輸入申告等の取扱い

(1) ワシントン条約該当貨物及び当該貨物に該当するおそれのある貨物（以下「ワシントン条約該当貨物等」という。）が輸入申告等（携帯品等を含む。）された場合には、必要に応じて、輸入者又は通関業者に当該貨物に係る「種」の名称（学名、英名、和名、俗称等）を確認し、次の資料等を参考にして審査・検査を行うものとする。

なお、外国来郵便物の審査・検査についても、これに準ずる。

イ 「各国のワシントン条約管理体制」一覧表（各国の輸出許可書様式等）

ロ 各国の輸出規制状況表

ハ ワシントン条約対象種の分布状況表

ニ ワシントン条約対象種の索引簿（早見表）

ホ ワシントン条約識別用図鑑

- (2) ワシントン条約該当貨物であることが判明している貨物であって指定検査場に蔵置されずに輸入申告等がされた場合は、これを受理した上、速やかに保税部門において保税運送の手続きをとらせて指定検査場に搬入させるものとする。

なお、審査の過程においてワシントン条約該当貨物であることが判明した場合も同様とする。

- (3) ワシントン条約該当貨物に係る関税法第 43 条の 3 第 1 項（第 62 条において準用する場合を含む。）又は同法第 62 条の 10 に基づく承認は、当該貨物を置こうとする保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域を管轄する税関以外の税関において行って差し支えない。

- (4) 指定検査場以外に蔵置することにつき蔵置施設の関係等やむを得ない理由があると認められる場合には、次による。

イ 税関検査場に搬入して検査することができる貨物については、「検査指定票」（税関様式 C—5270）により税関検査場に搬入して検査することとして差し支えない。

ロ 上記イによることができない場合には、検査時に一時的に指定検査場に搬入し検査して差し支えない。この場合において、検査の終了後、もとの蔵置場所に再搬入して輸入許可等を受けようとする場合は、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）30—5(1)のイの規定を準用して差し支えない。

ハ 上記イ又はロにより難い場合であって、かつ、検査に支障のない場合には、指定地外検査を許可して差し支えない。

6 非指定官署における輸入申告等の取扱い

ワシントン条約該当貨物等が輸入申告等された場合は、次による。

- (1) 輸入申告等の受理前に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることがインボイス及び輸出許可書等により明らかな場合には、指定官署に申告するよう指導し、前記 4 (1)ハの場合を除き、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。

- (2) 輸入申告等の受理後に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることが判明した場合の取扱いは、次による。

イ 輸出許可書等の取得ができたときは、申告撤回の上、指定官署に再申告するよう指導し、前記 4 (1)ハの場合を除き、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。

ロ 輸出許可書等の取得ができない場合は、当該官署において積戻しを行わせるもの

とする。

- (3) 輸入申告等された貨物がワシントン条約該当貨物に該当するおそれがある場合には、すべて本関の専担者に照会し、その指示により処理するものとする。

7 関税法第 67 条の 19 に規定する輸入申告等の取扱い

関税法第 67 条の 19 に規定する輸入申告等（以下「特例輸入申告等」という。）である場合には、次による。

- (1) ワシントン条約該当貨物が指定検査場（前記 4(1)ロ及びハを除く。後記(2)において同じ。）に蔵置されている場合については、いずれかの指定官署に対して、特例輸入申告等を行うことができる。
- (2) ワシントン条約該当貨物が指定検査場以外の保税地域に蔵置されている場合には、指定検査場に保税運送させたいうえで、いずれかの指定官署に特例輸入申告等させるものとする。

8 研修の強化

税関長は、専担者、準専担者及び関係職員の識別能力の向上を図るため、研修の充実・強化に努めるものとする。

なお、この場合においては、管理当局、科学当局等の協力を得ることとしているので留意する。

9 照会体制の整備等

ワシントン条約に係る輸出許可書等の真偽及びワシントン条約該当貨物の識別に関する管理当局、科学当局及び外務省（在外公館）等への照会については、原則として、上記 3 に掲げる専担者が行うものとし、その体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、これら機関への連絡等については、原則として、関税局業務課を経由して行うものとする。

また、ワシントン条約に係る輸出許可書等原本（特恵原産地証明書を使用しているとき等原本を送付できないときはその写しで差し支えない。）は、各税関本関業務部の専担者が取りまとめの上、四半期ごとに関税局業務課を経由して上記管理当局へ送付するものとする。

10 輸入者等に対する周知、指導について

- (1) ワシントン条約該当貨物に係る事務処理の円滑化を確保する見地から輸入者、海外旅行者、通関業者、船会社、船舶代理店等（以下「輸入者等」という。）に対して、ワシントン条約該当貨物の趣旨及び本通達の取扱いについて周知に努めるものとする。
- (2) 輸入者等に対しては、関税法基本通達 7-17 等を利用するよう指導するものとする。

11 税関長は、ワシントン条約該当貨物に係る検査場所を指定した場合及び専担者を指定した場合には、本省あて報告するものとする。